

ご案内 「大津市ごみ出し支援戸別収集サービス」の実施について

大津市では、第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「おおつゴールドプラン2024」に基づき、本市が定期収集する家庭ごみについて、ごみ集積所に排出することが困難な高齢者等を対象に、ご自宅の玄関先等に出されたごみを直接収集する「ごみ出し支援戸別収集サービス」を実施しています。

本サービスを希望する場合は、対象世帯要件に該当することを確認のうえ、申請手続きを行ってください。

1 サービスの概要

【収集対象となる家庭ごみ】

燃やせるごみ、燃やせないごみ、紙ごみ、プラスチック製容器包装、かん、びん、ペットボトルです。大型ごみは対象外となります。

【収集日】

燃やせるごみ：対象世帯が該当する収集区域の定期収集を行う日

燃やせないごみ、紙ごみ、プラスチック製容器包装、かん、びん、ペットボトル：毎週水曜日 ※年末年始を除く

●収集日の朝8時30分までにご自宅の玄関先等に設置したペール容器等（ふた付バケツ）に入れてください。

●ペール容器等についてはサービスの利用世帯で用意してください。

2 対象世帯

●次の（1）から（3）のすべてに該当する世帯

（1）要介護認定において要介護度1以上の認定を受けている65歳以上の高齢者、又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者のみで構成されている世帯

（2）世帯員のいずれかが介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用し、家事援助を受けている世帯

（3）定期収集ごみの排出について、親族又は近隣在住者等の協力が得られない世帯

3 申請方法

【提出書類】

- 大津市ごみ出し支援戸別収集サービス申請書（様式第1号）
居宅介護支援事業所又は訪問介護事業所の管理者、介護支援専門員等の署名が必要です。

【提出先・提出方法】

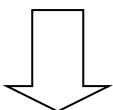
- ①窓口提出の場合：長寿福祉課、介護保険課、障害福祉課及び市内のあんしん長寿相談所
- ②郵送の場合：〒520-8575 大津市御陵町3番1号
長寿福祉課、介護保険課、障害福祉課の各課

4 申請受付からサービスの開始まで

申請件数の増加に伴い、月末を申請の締め切りとし、サービス実施にかかる可否決定の通知については締め切りから約2週間程度、収集開始については締め切りから約3～4週間程度かかります。

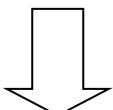
①福祉関係課での書類確認

- 記載事項についての確認を行います。



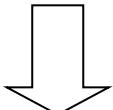
②廃棄物減量推進課での審査・現地調査

- 収集業者との調整を行います。
- 必要に応じて現地調査を実施します。



③サービス実施の可否について決定

- 大津市ごみ出し支援戸別収集サービス利用決定通知書又は大津市ごみ出し支援戸別収集サービス利用申請棄却（却下）決定通知書により、当該申請者に通知します。



④収集の開始

- 利用決定の場合、③の決定通知書に記載された日から収集を開始します。

5 注意事項等

- ①申請要件を満たしていても、収集活動における安全性（収集車走行の際の道路幅や転回スペース等）が確保できない場合は、サービスの利用ができないことがあります。
- ②ペール容器は、なるべく道路に近く、視認しやすい場所に設置してください。道路際に設置することが難しい場合は担当へご相談ください。
- ③共同住宅等の場合はペール容器等の置き場所についてあらかじめ建物管理者等の承諾を得ていただく必要があります。承諾を得られない場合はサービスの利用はできません。
- ④オートロックマンションなど暗証番号や鍵を使用して立ち入ることが必要な場合、サービスの利用はできません。
- ⑤「ごみ分別・減量ガイドブック」に基づき、分別してください。
- ⑥ペール容器等の外に置かれたごみは原則回収しません。
- ⑦ペール容器等の設置により、周辺環境が悪化した場合（散乱、他者の持ち込み等）、本サービスを中止することができます。
- ⑧サービス開始後、世帯員の要介護度区分等の変更や住環境の変化等により、本サービスの利用条件に該当しなくなった場合、休止又は中止となります。また、必要に応じ、ごみ出し支援戸別収集サービスの実施に関する必要な事項について、関係機関に対して照会又は調査をすることがあります。

【お問い合わせ先】 大津市環境部廃棄物減量推進課 TEL : 077-528-2802